

# ディスカッションポイント

国際大学GLOCOM

2018/08/28

# 非享受利用の判断基準

- 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

# 非享受利用目的といえるか（1）

楽器の開発のために試験的に曲を演奏する場合  
主たる目的は楽器の開発であって、演奏によって  
思想・感情を享受するものではないのか？

→試験目的で、その意図はなくても、享受してしま  
うのではないか？

## 非享受利用目的といえるか（2）

印刷撮影技術を用いて、美術品の複製に適したカメラ・プリンターを開発するために著作物である美術品を試験的に複製し、文化財の精巧な複製品を作る行為は、非享受利用といえるのか？

→機能・性能の確認することが「専ら」目的

→精巧であるため、結果的に鑑賞に足る（本物のような）複製物ができあがる。

# 但書の適用場面

- 第一層 権利者の利益を通常害さない場面

## 新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス 開始	米国でのフェアユース 判決	日本での合法化（施行年） ＝ サービス可能化
リバース・エンジニアリング	1970 年代*	1992 年	2019 年
論文剽窃検証サービス	1998 年	2009 年	2019 年
書籍検索サービス	2004 年	2013 年	2019 年
(参考) 画像検索サービス	1990 年代*	2003 年	2010 年
(参考) 文書検索サービス	1990 年	2006 年	2010 年

\*裁判例から推定した。

出所：城所岩生「改正著作権法は AI・IoT 時代に対応できるのか？

—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』2018.08 (GLOCOM HP で近日中公開).

## 【権利制限の柔軟性の選択肢】

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性ある権利制限規定(例)	
	米・フェアユース型	受け皿規定(※1)	著作物の表現を享受しない利用(C類型)(※2)
① 利用行為の目的や社会的要請	総合考慮	総合考慮	総合考慮
② 利用行為の性質・態様		「第○条から○条までの規定に掲げる行為のほか、…やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③ 民間での取引の成立可能性		総合考慮	総合考慮

※1 既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定

※2 著作物のデータの利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方